

恵庭市余裕期間制度工事（フレックス方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、恵庭市及び公営企業（以下「発注者」という。）が発注する建設工事について、当該工事を受注する者（以下「受注者」という。）の円滑な工事体制の確保を図るため、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる工事（以下「フレックス方式工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 全体工期 通常工期と余裕期間を合わせた期間をいう。
- (2) 通常工期 通常の積算により算出した工期（工事日数）をいう。
- (3) 実工期 全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期をいう。
- (4) 余裕期間 契約締結日から工事着手日の前日までの期間をいう。
- (5) 工事開始日 受注者が設定した工期の始期をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式工事の対象となる工事は、入札に付する建設工事のうち、次の各号に掲げる事項及びその他の事情を総合的に判断し、フレックス方式工事によることが最も適当であると工事入札指名選考委員会（恵庭市競争入札参加資格者指名選考委員会規程（平成7年訓令第4号）第4条第1項第1号に規定する工事入札指名選考委員会をいう。）が指定したものとする。

- (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 年度内に工事完成検査が終了できるような全体工期を設定すること。但し、繰越手続等が完了済みの場合は、当該期間内とする。
- (3) 地理的条件、気象条件等の施工条件から、受注者の計画的な工事施行が容易と認められる工事であること。

（全体工期の設定）

第4条 発注者は、通常工期の30パーセントを超えず、かつ、4か月を超えない範囲内

で余裕期間を追加した全体工期を設定することができる。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増は、行わないものとする。

(入札公告等の記載)

第6条 発注者は、フレックス方式工事であることが十分理解されるよう入札公告、特記仕様書等により明示しなければならない。

(実工期の申出)

第7条 発注者は、落札決定後、契約締結までの間に、工事申出書（別記様式）により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

(経費の負担)

第8条 フレックス期間の設定により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(前払金の取扱い)

第9条 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第10条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 契約日から工事開始の前日までの期間は、当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (2) 現地調査、資材発注等の準備は認めるが、現場への資材搬入、仮設物の設置等工事の着手は行ってはならない。
- (3) 主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。

(契約の保証)

第11条 契約の保証期間は、契約締結日から実工期の末日までとする。

(工期の延長)

第12条 受注者は、契約締結後において、工事全体の工事工程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期の終期までは、工期の延長を請求すること

ができるものとする。但し、特別の理由がある場合はその限りではない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

別記様式

工事着手申出書

年 月 日

様

申請者

住 所

商号又は名称

氏 名

⑩

年 月 日に落札決定の通知を受けた次の工事について、実工期を定めましてので申し出ます。

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

※注意

- 1 契約締結日の前日までに提出すること。
- 2 工事請負契約書の工期の始期日は、本申出書に記載された工事着手日とする。
また、実工期の工事日数は、発注者があらかじめ指定する日数とする。(工事着手日及び実工期の末日は、恵庭市の休日を定める条例(平成3年条例第10号)に規定する休日に設定することはできない。)
- 3 余裕期間(契約締結日から工事着手日の前日までの期間)において、受注者は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 4 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 5 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 6 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内とする。